## 標題

マーシャル諸島籍船の塗料庫及び可燃性液体収納庫 の消火設備について

## ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-1318 発行日 2024 年 2 月 26 日

各位

今般、マーシャル諸島政府より、塗料庫及び可燃性液体収納庫の消火設備について Marine Notice No. 2-011-6 Rev. 2023 により通知がありましたので、以下の通りお知らせ致します。

尚、本テクニカルインフォメーションの発行をもちまして、2003 年 3 月 10 日発行の ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-0506 を絶版といたします。

当該区画の床面積に応じ、塗料庫及び可燃性液体収納庫に次の消火設備を設ける。

- 1. 現存船(1992年2月1日より前に起工した船)
  - (1) 床面積が 10m<sup>2</sup>以下の場合、持ち運び式消火器\*1 個を入口の外部に備えること。
  - (2) 床面積が 10m<sup>2</sup> を超え 20m<sup>2</sup> 以下の場合、持ち運び式消火器\*2 個を入口の外部に備えること。
  - (3) 床面積が 20m<sup>2</sup>を超える場合、次のいずれかの固定式消火装置を設けること。
    - (i) 少なくとも当該区画の 40%に相当する量の  $CO_2$  ガスを供給できる  $CO_2$  ガス消火 装置
    - (ii) 少なくとも当該区画の総容量 $(m^3) \times 0.5$ kg の容量を有するドライケミカル消火装置
    - (iii) 少なくとも当該区画の床面積 1m<sup>2</sup> 当たり毎分 5liter の給水能力を有する水噴霧装置
- 2. 現存船(1992年2月1日以降1998年2月1日より前に起工した船)
  - (1) 床面積が 10m<sup>2</sup>以下の場合、持ち運び式消火器\*1 個を入口の外部に備えること。
  - (2) 床面積が 10m<sup>2</sup>を超える場合、1.(3)のいずれかの固定式消火設備を設けること。
- 3. 現存船 (1998年2月1日以降2002年7月1日より前に起工した船)
  - (1) 床面積が 4m<sup>2</sup>以下の場合、持ち運び式消火器\*1 個を入口の外部に備えること。
  - (2) 床面積が 4m<sup>2</sup>を超える場合、1.(3)のいずれかの固定式消火設備を設けること。
- 4. 現存船(2002年7月1日以降2009年1月1日より前に起工した船)\*\*
  - (1) ロッカ室及び貯蔵室(床面積が 4m²以上のもの)並びに作業室(機関区域又は調理室の一部を形成するものを除く)は当該区画の外側の出入り口近傍に備え付けられた持ち運び式消火器を当該区画用の消火器とみなして差し支えない。
  - (2) 可燃性液体を収容する他の場所は SOLAS 条約 II-2 章 10.6.3 規則によること。
- \* 持ち運び式消火器とは、携行し、手で操作するよう設計され、質量が 23kg を超えない消火器を指す。FSS コード 4 章を参照のこと。
- \*\* 持ち運び式消火器の数および配置に関するガイダンスは MSC.1/Circ.1275 を参照のこと。これは、2009年1月1日以前に建造された船舶にも使用することが出来る。

(次頁に続く)

## NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057 E-mail: eqd@classnk.or.jp